

令和5年度

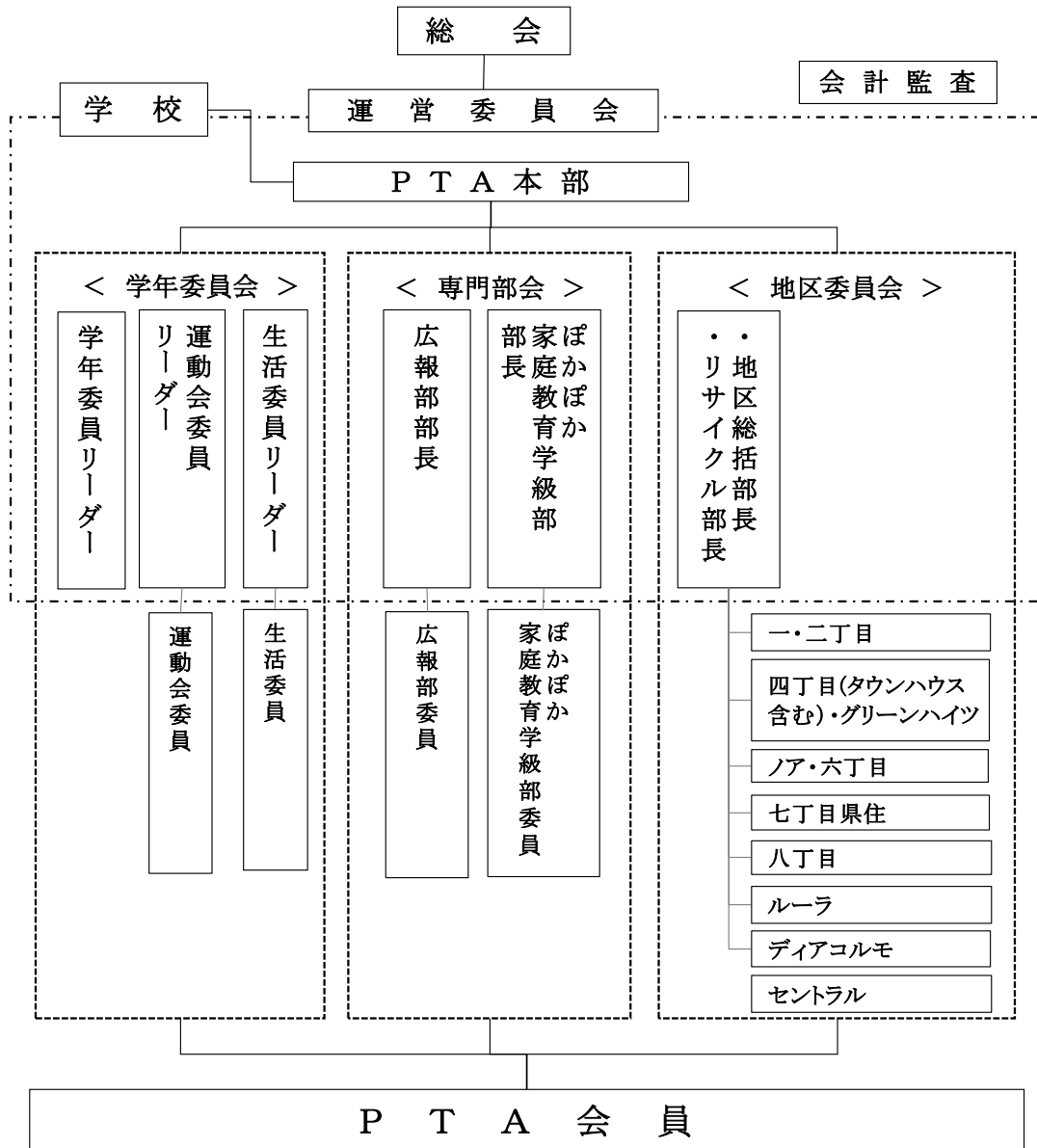
武庫小PTA委員活動内容他記載集



令和5年度 委員選出日 2月27日(月)

この冊子を委員選出時までよく読んでいただき、委員選出当日ご持参ください。

# 武庫小学校PTA組織図



## 【学年委員】

### 1) 委員体制 (人数はP T A細則第1章に則る)

	学年委員リーダー	運動会	生活	合計
1年生		1名	3名	4名
2年生		1名	3名	4名
3年生		1名	3名	4名
4年生		1名	3名	4名
5年生		1名	3名	4名
6年生	1名	1名	3名	5名
合計	1名	6名	18名	25名

### 2) 役割分担

- ① 学年委員は、各役の委員で企画し、必ず1人1役を行い、委員全員で実施する。
- ② 学年委員は、各リーダーの補佐をする。
- ③ 学年委員は、住民研修会に参加する。
- ④ 学年及び学級において活動が必要になる場合、当該学年委員全体で事業を実施する。
- ⑤ **運動会**・**生活**は、委員引継会時に役ごとにリーダー（1名）・リーダー補佐（1名）を選任する。
- ⑥ 1～5年の運動会委員は、「学年連絡係」を兼務し、各学年で学校とP T A本部との調整を行う。
- ⑦ 6年の運動会委員は「学年委員リーダー補佐」を兼務する。
- ⑧ 運動会の準備・片付けは、学年委員全員で実施する。
- ⑨ 各リーダーは、年6回の運営委員会（臨時もあり）に出席し、各役の事業予定・報告・相談等を行う。また、年間活動報告書及び次年度事業計画案を作成し、本部へ提出する。
- ⑩ 各リーダーは、会計を兼ねる。

### 3) 事業内容

役名	事業内容
学年委員リーダー	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 6年生の卒業記念品等の手配</li><li>・ 学年連絡係</li></ul>
運動会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運動会前日の準備、片付けの補佐</li><li>・ 児童参加賞準備</li><li>・ 当日の見回り（トイレチェック等）</li><li>・ 学校環境整備（窓拭き等）の活動コーディネート</li><li>・ (周年記念事業の補佐)</li></ul>
生活	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 校区内の防犯活動の実施（全保護者による朝の立ち当番、夕方の通学路の見回り）</li><li>・ 防犯活動の日程やリストの作成及び案内配布</li><li>・ 活動日の受付や報告等</li></ul>

## 【専門部】

### 1) 委員体制 (人数はP T A細則第1章に則る)

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
専門部	広報	各学年 (1名)	各学年 (1名)	各学年 (1名)	各学年 (1名)	各学年 (1名)	各学年 (1名)	6名
	ぽかぽか家庭教育学級	各学年 (2名)	各学年 (2名)	各学年 (1名)	各学年 (1名)			6名
合計		3名	3名	2名	2名	1名	1名	12名

### 2) 役割分担

- ① 専門部委員は、各役の委員で企画し、必ず1人1役を行い、委員全員で実施する。
- ② 専門部委員は、各部長・副部長の補佐をする。
- ③ 専門部委員は、住民研修会に参加する。
- ④ **広報・ぽかぽか家庭教育学級**は、委員引継会時に役ごとに部長(1名)・副部長(1名)を選任する。
- ⑤ 各部長は、年6回の運営委員会(臨時もあり)に出席し、各役の事業予定・報告・相談等を行う。また、年間活動報告書及び次年度事業計画案を作成し、本部へ提出する。
- ⑥ 各副部長は、会計を兼ねる。

### 3) 事業内容

部名	事業内容
広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員に対する広報活動の企画推進</li> <li>・広報誌「けやき」の発行(年3回) (・周年記念「けやき」の発行)</li> </ul>
ぽかぽか家庭教育学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員に対する生涯学習活動及び研修活動の企画推進(文化教室、人権学習等含む)</li> <li>・市開催の運営委員会(年2回)と勉強会(年2回)の出席</li> <li>・異世代、異年齢、地域の方との交流を主な目的として活動</li> <li>・交流の場の企画、進行(星空ウォッチング・ビオトープ研究会等) ※市からの補助金(額未定:5月に決定)を活用し、年間1講座1時間以上の生涯学習活動及び研修活動を企画運営する。</li> </ul>

## 【学年委員・専門部の補欠】

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
補欠	4名	4名	4名	4名	4名	4名	24名

※学年委員、専門部委員の区別なく選出する。どの委員になるかは欠員が出るまでわからない。

## 【会計監査】

### 1) 委員体制

	全学年
会計監査	2名

### 2) 役割分担

特になし

### 3) 事業内容

- ① 10月と4月の年に2回、会計関係書類について問題がないか確認を行う。  
※6年生の保護者が本役をうけおった場合、卒業後に来校してもらう必要がある。

## 【地区委員】

### 1) 委員体制 (人数はPTA細則第1章に則る)

地区名	地区	補欠
1・2丁目	1名	2名
4丁目(タウンハウス含む)・グリーンハイツ	2名	2名
6丁目・ノア	2名	2名
8丁目	1名	2名
ルーラ	3名	2名
7丁目県住	2名	2名
ディアコルモ	1名	2名
セントラル	2名	2名
合計	14名	16名

### 2) 役割分担

- ① 地区委員は、必ず1人1役を行い、委員全員で実施する。
- ② 地区委員は、部長の補佐をする。
- ③ 地区委員は、住民研修会に参加する。
- ④ 地区委員から地区総括部長(1名)・リサイクル部長(1名)を選任し、選任した地区から補欠を繰り上げる。
- ⑤ 部長は、年6回の運営委員会(臨時もあり)に出席し、各役の事業予定・報告・相談等を行う。また、年間活動報告書及び次年度事業計画案を作成し、本部へ提出する。
- ⑥ リサイクル部長は、会計を兼ねる。

### 3) 事業内容

役名	事業内容
地区	<ul style="list-style-type: none"><li>・リサイクル活動(年6回)</li><li>・地区内の登校指導</li><li>・地区集会の開催</li><li>・夏休みラジオ体操の実施</li><li>・地区委員会に出席(年3回)</li><li>・次年度地区委員の選出</li></ul>

# 【委員選出基準】

## 1) 免除対象者条件

- ① 対象年度の本部役員・地区委員・会計監査に内定している者
- ② 本部役員経験者
- ③ 対象年度4月1日時点で、満2歳以下の子どもがいる
- ④ 対象年度4月1日時点で、妊娠中である

## 2) 辞退を希望する方

- ① 委員選出日までに予め辞退理由を申し出ていただき、本部で委員免除の可否を検討、判断をする。ただし、辞退理由を申し出てもすべて承認されるとは限らない。
- ② 委員選出日に出席していただき、クラスの過半数の同意を得ることができた時点で辞退可能とする(各クラスでの判断の為、同じ理由でもクラスにより同意を得られない場合もある)。

## 3) 兄弟姉妹がいる場合

- ① 委員選出時は、委員経験の無い最高学年のクラスに出席すること。
- ② 下の児童で抽選にて委員が決まっても、上の児童で選出されれば補欠でも（2回目であっても）、上の児童の役が優先となる。
- ③ どうしても下の児童で委員をしたい場合は、上の児童のクラスで辞退理由を述べ過半数の同意を得たうえで、下の児童のクラスで立候補すること。
- ④ 同一時刻に児童2名以上の委員選出会がある場合、基本的に上の児童のクラスに出席することになるが、上の児童で委員経験があり、下の児童で立候補を希望する場合、下の児童のクラスに出席しても構わない。ただし、上の児童で2順目の委員、および補欠に選出された場合、上の児童の委員が優先となる。

## 4) 再選について ※PTA細則第四章第6条（1）より抜粋。

- ① 委員就任は一児童に対し一回を原則とする。
- ② 一児童に対し（2順目）の委員の任にあたる時は、部長の就任を拒むことができる。
- ③ 一児童に対し（1順目）部長の任にあたった者は、その児童に対してその後（2順目）の委員をしなくてもよい。ただし、3順目以降は抽選対象となる。
- ④ 一児童に対し部長の任にあたった者は、その児童の兄弟姉妹の委員就任時に部長の任を拒むことができる（卒業児童を含む）。



# 【地区委員会内規】

## 1) 地区委員の選出

- ① 各地区の委員数は1～3名とする。
- ② 委員選出時に、各地区2名の補欠をおく。4月の委員選出会終了時点で地区に補欠が2名残った場合、補欠順位2番が資格を喪失する。
- ③ 児童数・家庭数の変動に応じて地区単位の変更及び委員数を増減することができる。ただし、地区委員会で検討の上、事前に運営委員会での承認を必要とする。《P T A細則第二章第3条に基づく》
- ④ 児童数・家庭数の変動に応じて新1年生の保護者も地区委員の対象とすることができる。ただし、地区委員会で検討を必要とする。

## 2) 地区総括部長・リサイクル部長の選出

- ① 上記地区委員の中から立候補を優先とし、地区総括部長(1名)・リサイクル部長(1名)を選出する。立候補等がない場合は抽選で決めることになる。
- ② 対象家庭数(免除対象を除く)が5以下の地区については、地区総括部長・リサイクル部長の任を拒むことができる。
- ③ 地区総括部長(1名)・リサイクル部長(1名)は同一の地区からの選出はできないものとする。
- ④ 地区総括部長(1名)・リサイクル部長(1名)を選出した地区は、補欠を繰り上げて地区委員として決定する。
- ⑤ 一児童に対し(2順目)の委員に当たるときは、部長の任を拒むことができる。
- ⑥ 過去に各部部長およびリーダーの任にあたったものについては、部長の任を拒むことができる。

※⑤⑥についてはP T A細則第四章第6条(1)に基づく

## 3) 役割分担

- ① 地区総括部長は地区全体の総括を主とする。
- ② リサイクル部長はリサイクル(会計を兼務)を主とする。
- ③ その他の地区委員はリサイクル活動、登校班名簿の作成、地区集会、ラジオ体操、等の検討及び実施に向けて活動する。
- ④ 各地区の行事等は、部長の任にあたらぬ地区委員が主体で行う。  
(部長は地区全体の仕事を優先とし、地区委員の相談には乗るが、地区行事の計画等については直接関与しないこととする。)

## 4) 運営委員会への出席について

- ① 運営委員会へは地区総括部長(1名)・リサイクル部長(1名)の計2名が出席することとする。※P T A規約第五章第14条(2)に基づく

## 5) 内規の変更について

- ① 内規の変更はP T A規約・細則に触れない部分については、地区委員会にて自由に改廃できる。

## 【選考委員内規】

1. 選考委員会は、P T A細則 第五章 第7条により、P T A本部役員によって構成する。
2. 選考委員の任期はP T A細則 第五章 第8条により、その任務が終了するまでとする。
3. 役員及び会計監査の選出については、P T A規約 第四章 第13条により、選考委員会を設けて選出し、総会の承認を得るものとし、選出方法は選考委員会に一任し、運営委員会に報告するものとする。
4. 本部役員の免除対象は、以下の3点とする。
  - ① 現在妊娠中である。
  - ② 活動年度、4月1日時点において、満3歳以下の子どもがいる。
  - ③ 母子父子家庭である。  
ただし、毎年見直しを行う。  
またP T A細則 第三章 第5条（1）により、ある年度において本部役員の任にあたった者は、その後の本部役員・委員の就任を拒むことができる。  
また抽選となった場合、在校生全員について、すでに委員履歴を終えている者について、本人の希望があれば抽選から省く事ができる。この点は、毎年立候補を募るプリントに必ず明記する。
5. 本部役員がその任期中に事故あるときは、次点者が引き継ぐものとする。また、その次点者が各委員の任にあたっている場合は、その委員次点者が繰り上がるものとする。
6. 内規の変更は、規約・細則に触れない部分について、選考委員会にて、自由に改廃できる。また、大きな変更がある時には運営委員会で話し合いの末、承認を取って変更するのが望ましい。
7. 本部役員候補者名簿は5名全員が決定した後で記入してもらうこととする。
8. 立候補者が即、内定になるとは限らない。(毎年立候補を募るプリントに必ず明記する。)
9. 参与の“それに準ずるもの（P T A規約第四章第8条（8））”とは選考委員があきらかに会議運営に精通していると認める者とする。